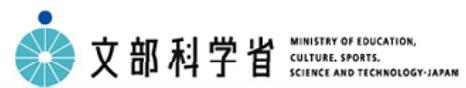


法科大学院改革の取組状況等について



1. 法科大学院改革の取組状況について



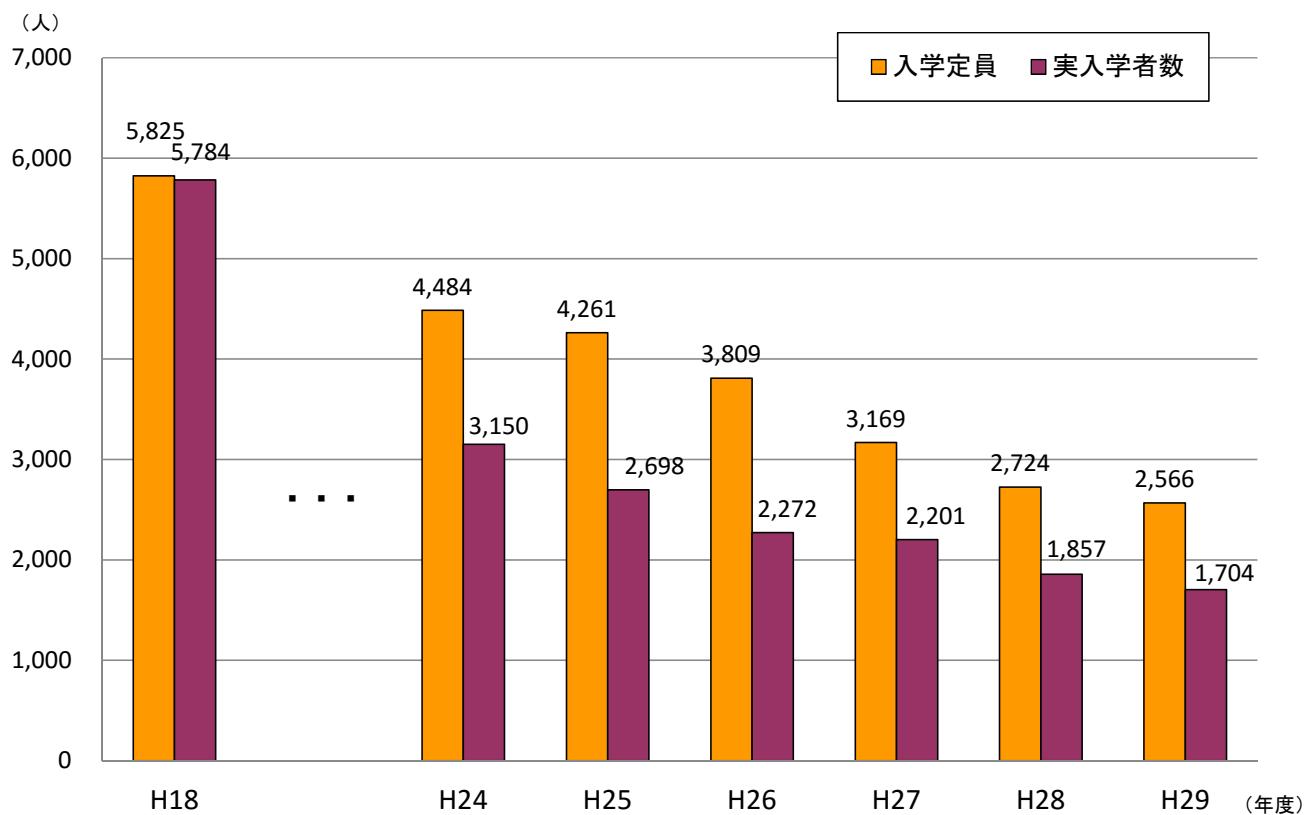
法科大学院における平成29年度の入学者選抜の状況

(平成29年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率*	入学者数	入学定員充足率 (入学者数／入学定員)
平成29年度	2,566人	8,159人	7,450人	3,698人	2.01	1,704人	0.66
〔平成28年度と平成29年度との比較〕	〔▲158人 (▲5.8%)〕	〔▲119人 (▲1.4%)〕	〔▲68人 (▲0.9%)〕	〔▲344人 (▲8.5%)〕	〔+0.15〕	〔▲153人 (▲8.2%)〕	〔▲0.02〕
平成28年度	2,724人	8,278人	7,518人	4,042人	1.86	1,857人	0.68
ピーク時	5,825人 (平成19年度)	72,800人 (平成16年度)	40,810人 (平成16年度)	10,006人 (平成18年度)	4.44 (平成16年度)	5,784人 (平成18年度)	1.03 (平成16年度)
〔ピーク時と平成29年度との比較〕	〔▲3,259人 (▲55.9%)〕	〔▲64,641人 (▲88.8%)〕	〔▲33,360人 (▲81.7%)〕	〔▲6,308人 (▲63.0%)〕	〔▲2.43〕	〔▲4,080人 (▲70.5%)〕	〔▲0.37〕

* 文部科学省では、「競争倍率2倍」を客観指標として、認証評価において利用を促す等の取組を行っている。今年度入学者選抜を行った法科大学院43校を個別にみると、競争倍率2倍以上の法科大学院が25校から32校に増加、1.5倍未満の法科大学院が8校から3校に減少しており、競争倍率が2倍を下回っていた法科大学院において引き続き改善がみられる。

法科大学院の入学定員及び入学者数の推移



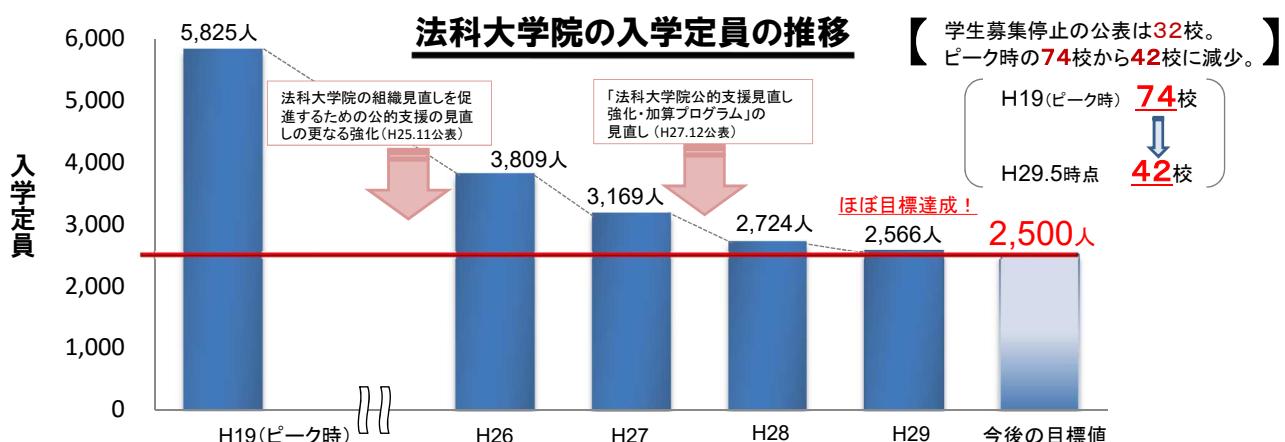
* 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）においては、司法試験合格者は、1,500人を下回らないこととされており、これを基に文部科学省において、目指すべき法科大学院の定員規模を2,500人程度と設定

2

法科大学院の入学定員の推移と当面の目指すべき規模

- これまで、公的支援の見直し強化策等を通じて法科大学院の自主的な組織見直しを促進してきた結果、**平成29年度の入学定員は2,566人**となり、法曹人口についての推進会議決定(※)を踏まえて設定した**法科大学院の目指すべき定員規模（「当面2,500人程度」）**を概ね達成。
- これを受け、**今後は志願者数の確保がより重要な課題**となることから、平成28年12月に、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の運用見直しを行った。

※【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第2 今後の法曹人口の在り方 より】
当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。

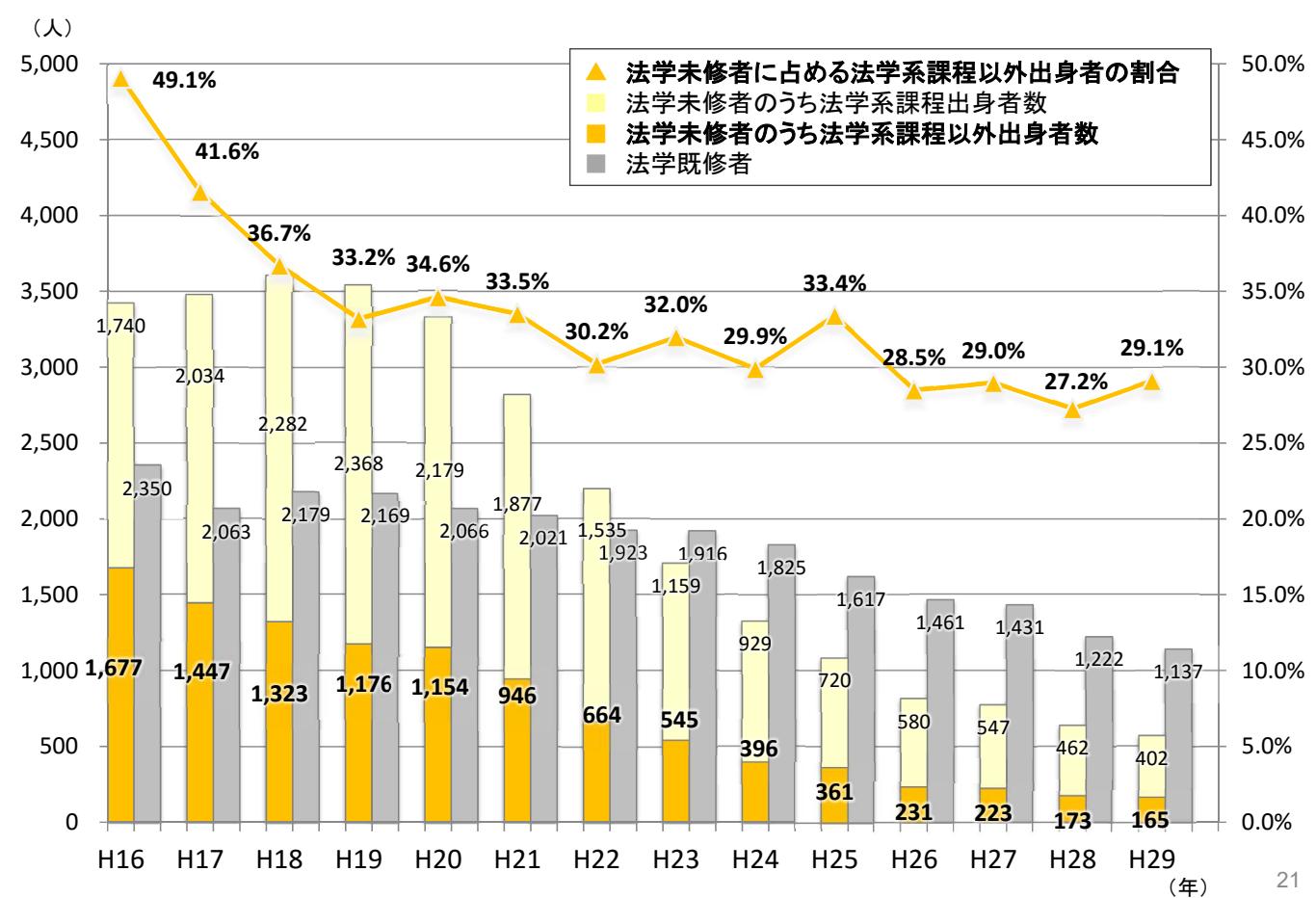


3

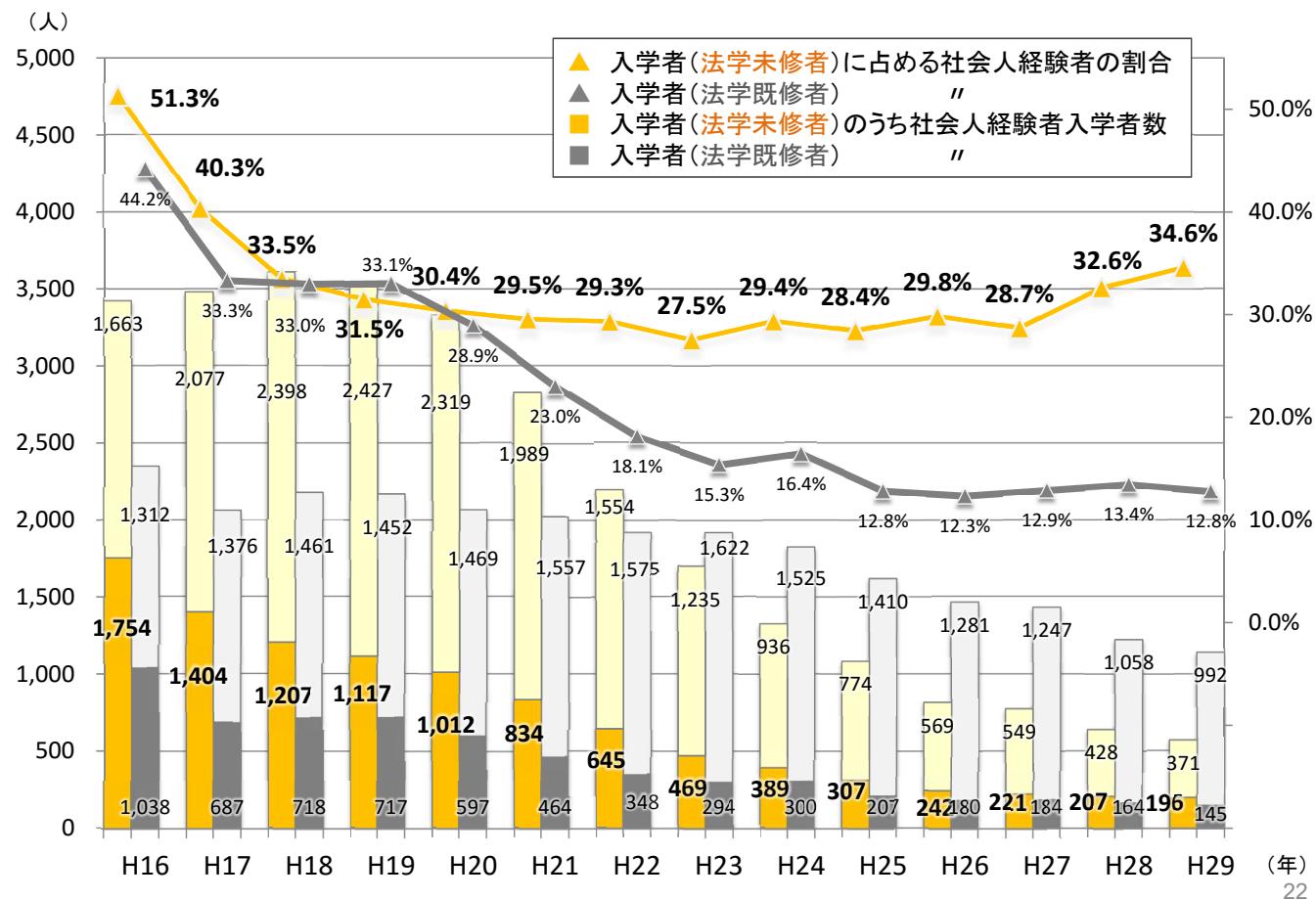
2. 法学未修者について



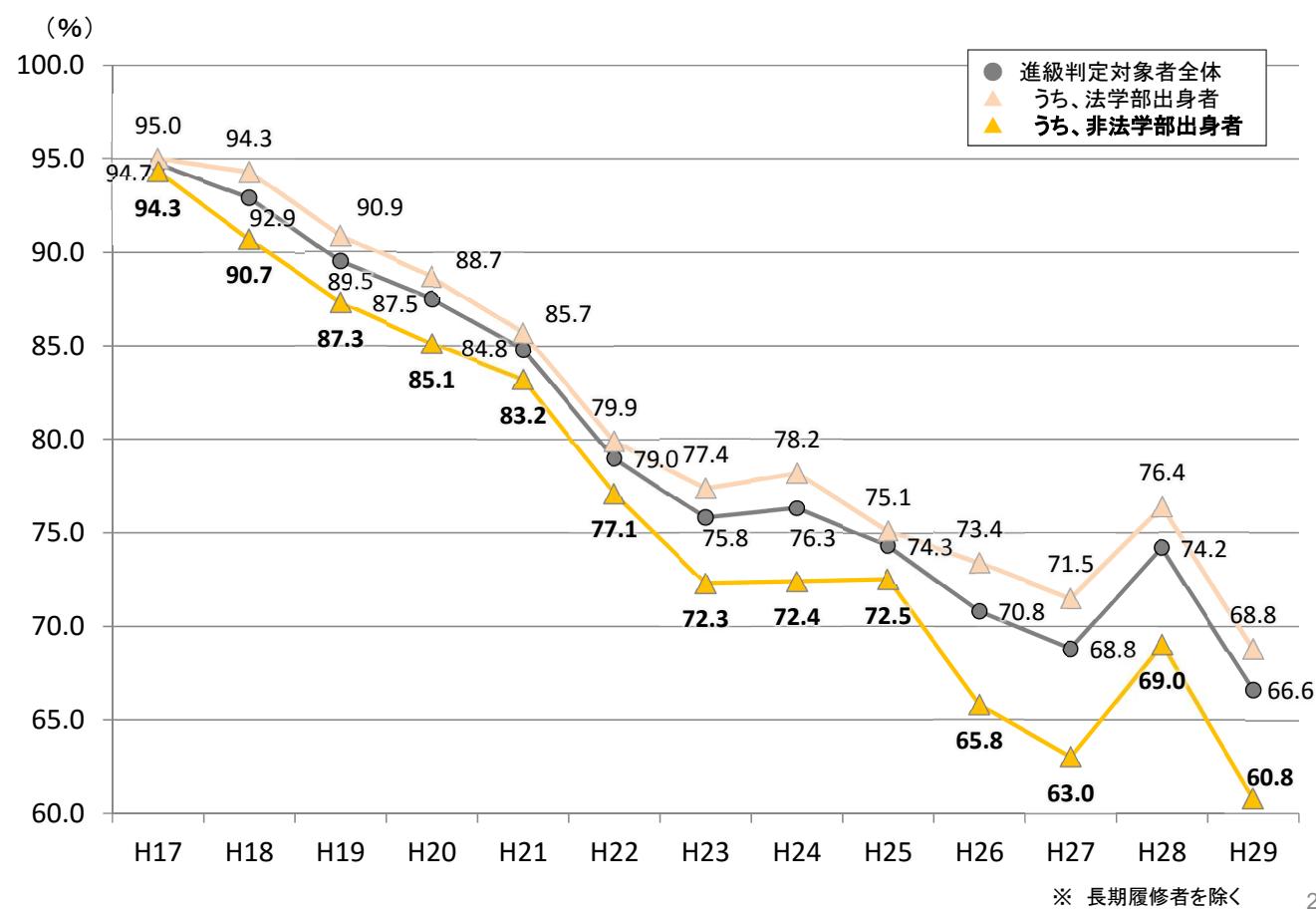
入学者数の推移(法学系課程関係)



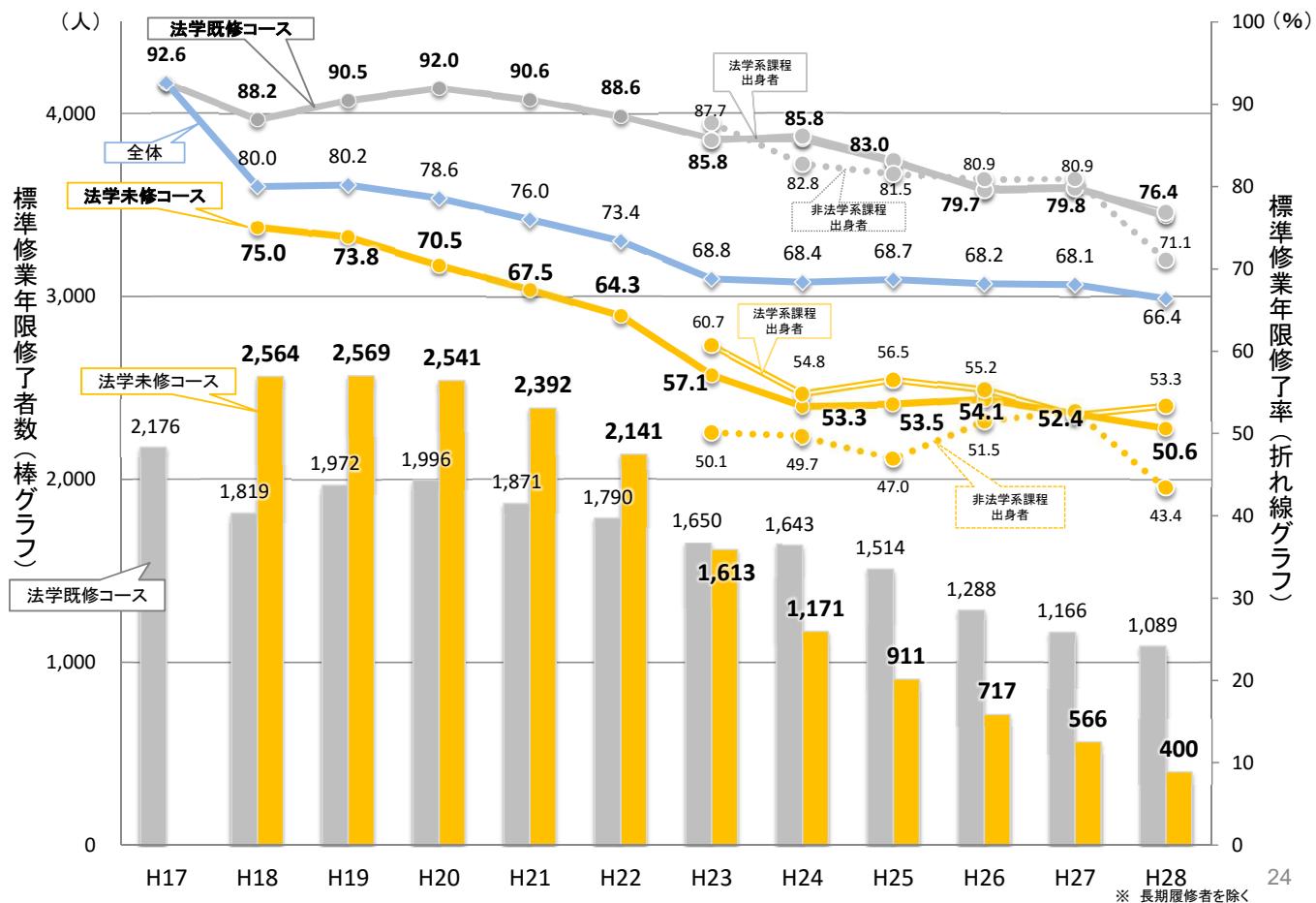
入学者数の推移(社会人経験者関係)



進級率の推移(未修1年次から2年次への進級率)



標準修業年限修了者数・修了率の推移



3. 法学部について

法学部の在り方について①

「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」(抜粋)

(平成13年6月12日 司法制度改革審議会)

Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

(5) 法学部教育の将来像

法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

現在、全国で93大学に置かれている法学部では、1学年約4万5千人が学んでおり、法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

32

法学部の在り方について②

「法科大学院の設置基準等について(答申)」(抜粋) (平成14年8月5日 中央教育審議会)

3 その他

(3) 法学部教育との関係

法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

(…中略…)

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

33

4. 予備試験について

